

速度感応型信号機の運用開始について

- 速度超過による交通事故を減らすため、速度が超過しやすい路線において、「速度感応型信号機」を設置しました。

【平成27年10月26日 運用開始】

- ・ 国道11号 坂出市西庄町 別宮交差点（上り・下り）
- ・ さぬき浜街道 高松市中山町 中山町交差点（上り）
高松市生島町 生島町交差点（下り）

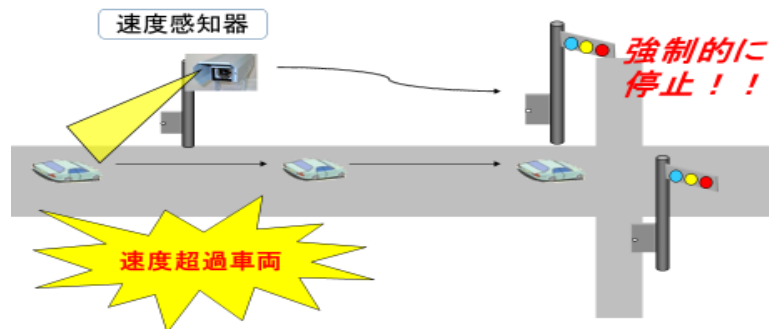
- 運転者の方は、速度を控えめに、常に前をよく見て安全運転に努めましょう！！

【速度感応型信号機とは？】

主要幹線道路において、速度超過しやすい路線の交差点手前に速度感知器を設置し、速度超過の車両を感知すれば、その先の信号機の青色時間を短縮あるいは、赤色時間を延長することにより、速度超過車両を強制的に停止させる信号機を速度感応型信号機といいます。

この信号機設置の目的は、速度超過を抑制することにより、交通事故の抑止を図るものです。

速度感応型信号機



【これまでに設置している交差点】

- ・ 国道32号 綾歌郡綾川町 共栄交差点（上り・下り）
- ・ 県道10号線 さぬき市大川町 豊田交差点（上り・下り）

交通安全!!

